

駅舎部分の工事も順調に進んでいます(写真下=平成18年1月撮影、右上=昨年12月撮影)



図2 相鉄線改札付近の利用経路図(1月15日(金)~2月2日(日))

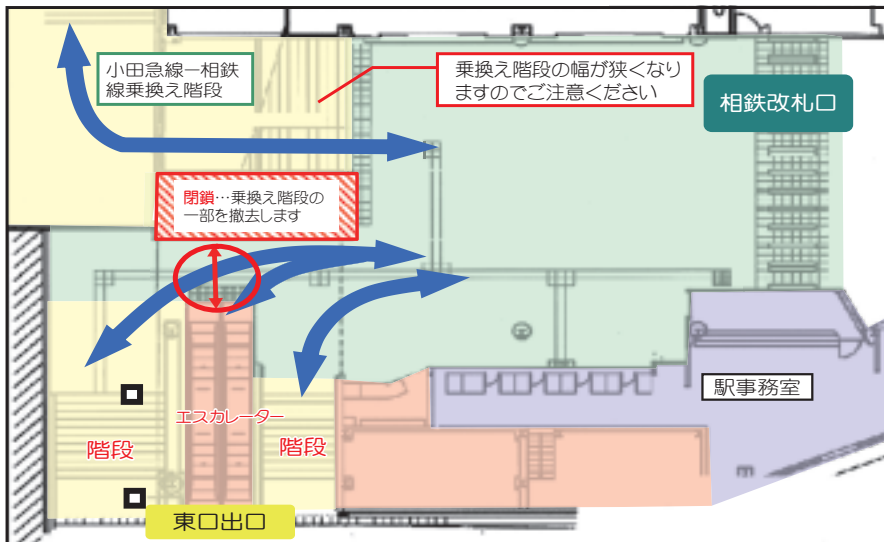
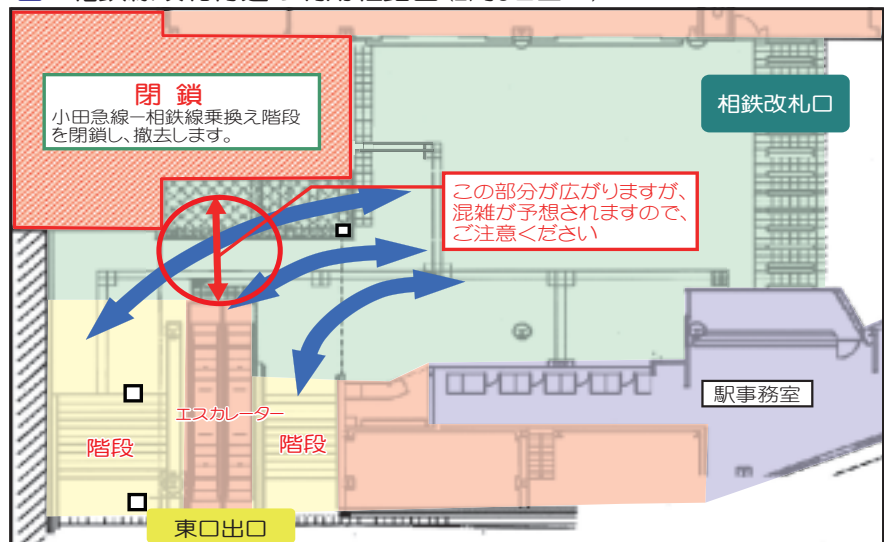


図3 相鉄線改札付近の利用経路図(2月3日(月)~)



問 駅周辺対策課 (☎235・9676)

海老名駅自由通路整備工事

2月3日(月)始発から

「相鉄く小田急乗換階段」小田急臨時改札口閉鎖します

駅前広場経由で

相鉄線と小田急線・JR相模線・西口との連絡は

市では、平成22年完成を目指して、海老名駅自由通路整備工事を進めています。工事の進捗に伴って、2月3日(月)の始発から、小田急線と相鉄線との乗換え階段、および小田急線の臨時改札口・ホームへの階段(新宿側)を閉鎖し、駅前広場を経由しての乗換えを行います。安全確保のため、自転車をご利用の方は、降りてご通行ください。

小田急線は中央改札口の1カ所に

乗換え階段・臨時改札口の閉鎖により、小田急線の改札口は中央改札口1カ所となり、相鉄線と小田急線との乗換えは東口仮設階段・駅前広場経由となります。同時に、駅構内の西口・JR相模線方面への通行経路も変更となり、朝夕のラッシュ時には混雑が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご利用の方は案内表示等に従って気をつけてご通行ください。

また、相鉄線出入口から東口仮設階段までの間の駅前広場部分も混雑が予想されます。安全確保のため、自転車をご利用の方は、降りてご通行ください。

今年から通路本体工事が本格化今年4月1日一部開通予定

海老名駅自由通路整備事業は、平成18年1月に小田急電鉄株式会社および相模鉄道株式会社と協力を結び、工事着手してから約2年が経過しました。

昨年5月からは、小田急線新駅舎の一部が利用

を開始するなど、工事は順調に進んでいます。また、相鉄線改札階と地上部を結ぶエスカレーターや、小田急線ホーム内のエレベーターの使用開始など、バリアフリー施設の整備も進んでおり、2月3日(月)からは小田急線ホーム内のエスカレーターが使用開始の予定です。

今後は、自由通路本体部分の工事が本格化します。平成21年4月ごろ自由通路の一部が通行可能となり、併せてこの通路に設置する東口側のエレベーターや西口側のエスカレーターも使用開始となる予定です。

同時に、小田急線と相鉄線の乗換え部分のエスカレーターや階段も、使用開始の予定で、朝夕のラッシュ時の混雑が緩和されると想定しています。

後期高齢者医療制度のしくみ

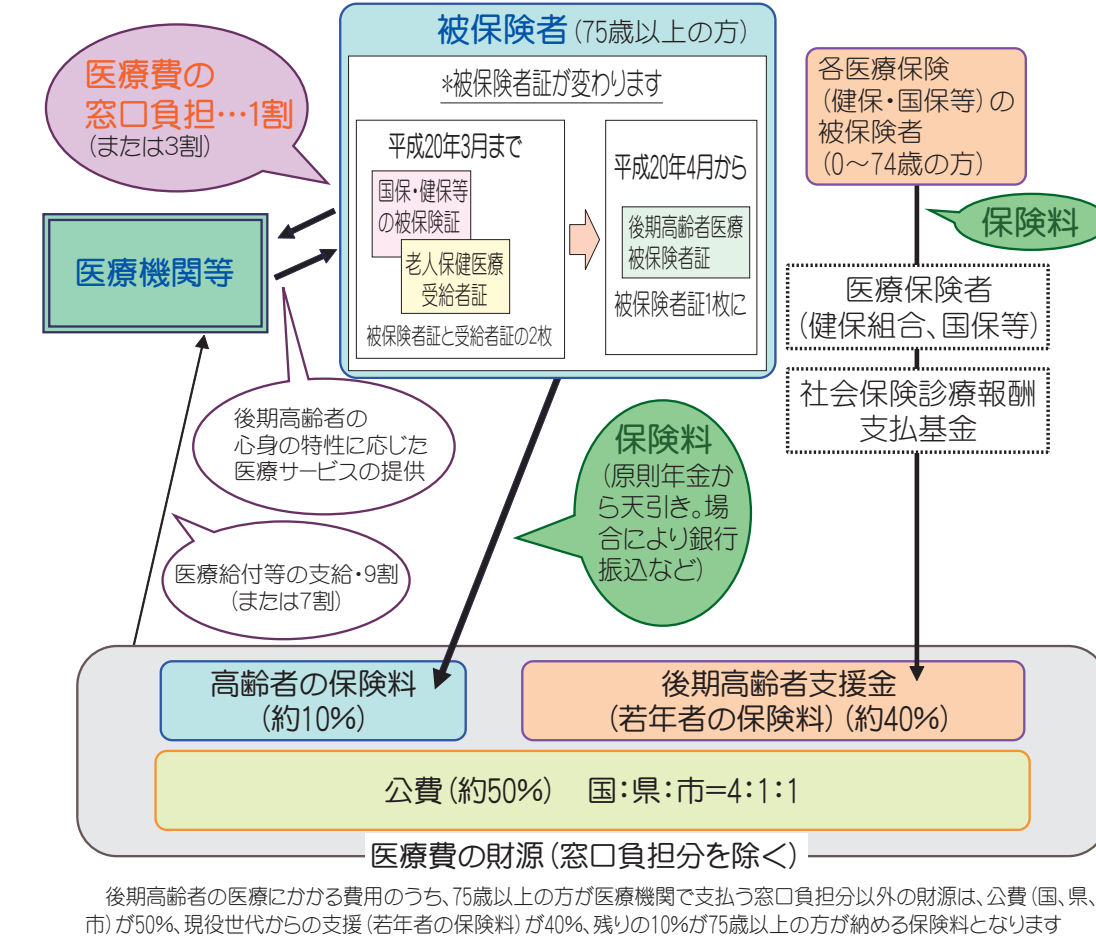


表1 後期高齢者医療保険料の算定方法

平成20年度の後期高齢者医療保険料=①+②(ただし、保険料額が50万円を超える場合は、50万円)

①均等割額=39,860円(※)

②所得割額= $\left(\frac{\text{平成19年中の総所得金額等(平成19年1月1日~12月31日の所得)} - \text{基礎控除33万円}}{\text{所得割率}} \right) \times 7.45\%$

(注) ・土地建物等の譲渡所得や、確定申告をした株式譲渡所得などが含まれます。
・青色専従者給与等控除が適用されます。
・退職所得は含みません。

*被用者保険の被扶養者であった方の均等割額は、特別措置が適用されます(表2参照)

表2 後期高齢者医療制度加入直前に被用者保険の被扶養者であった方への特別措置

平成20年度の均等割額が減額されます

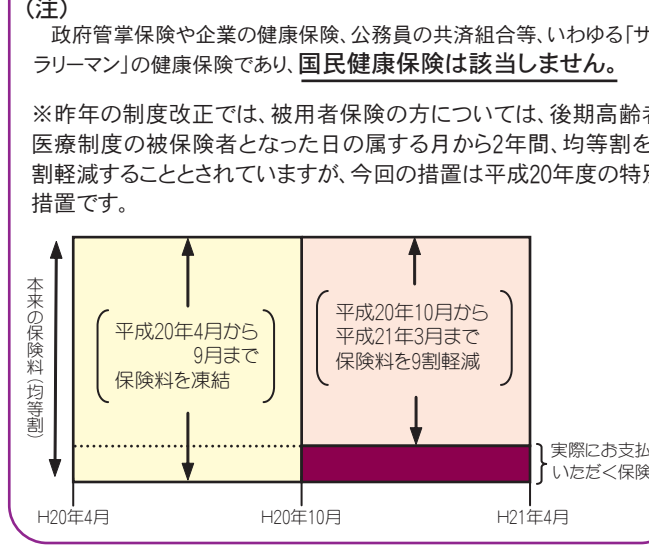
75歳以上の方(一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)で、後期高齢者医療の被保険者になる前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において、被用者保険(注)の被扶養者となっている方は、特別措置により、平成20年度中の均等割額が以下のとおりとなります。

特別措置の内容

平成20年4月~9月 ⇒ 均等割の負担は、なし

平成20年10月~21年3月 ⇒ 均等割の1割のみ負担(9割軽減)

(注) 政府管掌保険や企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。



問 保険年金課 (☎235・4595) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局 (☎045・440・6700)

75歳以上の方

後期高齢者医療制度4月スタート

75歳以上の方を対象とした「後期高齢者医療制度」が、平成20年4月から始まります。今回は制度の内容についてお知らせします。

◇「老人保健」が「後期高齢者医療」に

この制度は、高齢者の医療費が増え続けている中、現役世代と高齢者世代の負担を公平・明確にするを目的に、75歳以上の高齢者(一定の障害があり、認定を受けた65歳以上の方を含む)を対象に、創設されたものです。対象の方は、これまでの医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。同制度の運営は、都道府県単位で組織する広域連合が行います。神奈川県は、県内全市町村で組織する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」(19年1月設立)です。

◇現在加入の保険から自動的に移行

後期高齢者医療制度の被保険者となるのは、75歳以上または、65歳以上で一定程度の障害のある、県内在住の方です。

現在加入している医療保険(国保、健康保険、共済等)から自動的に、同制度に移行します。

◇保険料は一人1枚 対象の方に郵送します

被保険者の方には、一人に1枚「後期高齢者医療被保険者証」(保険証)が交付されます。

平成20年3月31日現在75歳以上、または65歳以上で老人保健制度の障害認定を受けている方は、4月1日から被

保険者となります。保険料は3月中旬に郵送します。

4月1日以降に75歳になる方は、誕生日の当日から被保険者となります。保険料は、誕生日の前に郵送します。

◇自己負担は1割

医療機関窓口での自己負担の割合は、現行の老人保健制度と同様、1割(現役並み所得の方は3割となります)。

◇保険料について

●被保険者一人一人が納付 保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で、被保険者一人一人が負担します。算定基準は、県内共通です(表1)。

●所得の少ない方は、世帯の所得に応じて均等割額の軽減(7割・5割・2割)があります。

●納付は原則天引き 保険料は原則、年金から天引き(特別徴収)となります。年金額が年額18万円未満の方などは、納付書や口座振替で納めることになります。

◇保険給付の内容はこれまでと同じ

新たに設けられる「高額介護合算療養費」以外は、現行の老人保健で支給されているものと同じです(表3)。

◇現在「老人保健」の方は手続き不要

現在、老人保健で医療を受けている方は、自動的に後期高齢者医療の被保険者となりますので、手続きは不要です。

70~74歳の方の医療機関での負担割合 平成20年度は1割に据え置き

70~74歳の方が医療機関を受診した際の窓口負担割合について、4月から平成21年3月までの1年間、1割に据え置かれることになりました。

これは、昨年度の医療制度改正に伴って、70~74歳の方の負担割合が20年4月から2割となる予定だったものが、1年間は1割に据え置くことと決まったことによるものです。

対象の方がお持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は平成20年3月31日のため、4月1日以降の新しい高齢受給者証は、3月中にお送りします。

※現在3割負担の方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

※3月中にお送りする高齢受給者証の有効期限は7月31日です。負担割合は世帯構成や前年の所得を基に毎年8月1日に再判定されます。

問 保険年金課 (☎235・4594)